平成２１年（フ）第１３９３号
大阪府松原市立部５丁目４番３―902号
債務者　堤　美枝子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３９６号
堺市西区浜寺石津町東５丁３番22号
債務者　西村　茂次
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４３８号
堺市中区小阪399―１　株式会社ロジックナンカイ内、住民票上の住所堺市南区赤坂台２丁５番３―402号
債務者　石川　卓延
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４３９号
大阪府富田林市喜志町４丁目６番18号　203、前住所大阪府富田林市喜志町３丁目10番８号303
債務者　細田　節男
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４５６号
大阪府高石市羽衣４丁目２番15号
債務者　徳山　武士
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４６１号
大阪府羽曳野市島泉６丁目１番３号
債務者　竹内久美子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５０３号
堺市堺区楠町３丁２番14　オイコス堺406号
債務者　西田　和良
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５１５号
大阪府羽曳野市はびきの１丁目７番４号
債務者　船津　久江（旧姓西本）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５３５号
大阪府河内長野市汐の宮町５番47号
債務者　山崎三栄子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
兵庫県篠山市南矢代826番地
債務者　酒井　初美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第６２９号
和歌山市中之島525番地
債務者　千葉　幹夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第９４号
徳島県美馬市美馬町字喜来市19番地
債務者　田岡　健司
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第６４号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字高清908番地
債務者　大杉　裕美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第４０８号
香川県高松市昭和町１丁目１番15　ウィスタリア昭和町103号
債務者　香川　　順
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４７２号
香川県高松市三条町３番地４
債務者　瀬谷喜代美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５０９号
長崎県長崎市矢の平２丁目14番11号　矢羽根ハイムＣ棟202号
債務者　大塚利恵子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
長崎県長崎市浜口町７番14号
債務者　檀浦　博子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係